

令和元年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和2年1月16日（火）9時30分 ～ 12時20分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、岡部委員、片谷委員、木下委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員
開催形態	公開（傍聴者 14人）
議 題	1 （仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価方法書について 2 横浜市現市庁舎街区活用事業 計画段階配慮書について 3 北仲北地区（A地区）再開発計画に関する事業内容等修正届出書について
決定事項	令和元年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 令和元年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし 2 議題 （1）（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価方法書について ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。 【藤井委員】 指摘事項等一覧 3 ページのNo. 20について、議事録の方にも出てくるんですけども、水の流れは図の左から右に流れるということ、図というのは具体的にどの図だったか教えていただければと思うんですけども。 【事務局】 前回、補足資料が配布されています。補足資料の5 ページ、帷子川親水緑道の改変範囲についての資料が出ておりまして、その中で水の流れ、水路ですね、親水緑道の水辺を示した図です。その流れを示しています。 【藤井委員】 今、ここにはないということですね。 【事務局】 はい。 【藤井委員】 議事録の中にあった緑地周辺の改変地区が示された図、というのもそこに含まれていた、ということでよろしいでしょうか。 【事務局】 はい。 【藤井委員】 もしよろしければ、もしかしたら送ってもらっているかもしれないんですけど、後でまたよろしくお願いします。 【藤井委員】 前回の時に出ている話かもしれないんですけど、1点確認させていただきたいのが、緑地の一部を改変してまた元に戻す、ということで整理をすると話を聞いていたんですけども、色々読んでいくと、水質に、川の方に土砂が流れ込むような話というのは可能性としてあるんでしょうか。実際、水生生物とか土砂が流れ込んで汚れてしまうと、それで死滅してしまうようなものがたくさんありますので、工事をしている中で、工事中に土砂が流れ込んで水が濁ってしまうような工法なのか、そうでないのかだけ、教えていただければと思います。	

- 【事務局】 親水緑道については、なるべく流れを変えないような工法で検討するというようなお話がありました。前回の回答の時に、なるべく水を絶やさないような形の工法を検討している、と事業者の方から回答がありました。水を絶えないということは、今の水路を少し変える可能性もあるという話もあったので、そういったことで、濁りになるべく発生しないような工法を事業者の方で検討している、という回答が前回ありました。
- 【藤井委員】 はい。ありがとうございました。
- 【奥会長】 前回、審査会に提出された資料、非常に重要な内容が含まれているものなので、ぜひ、藤井委員に後で御覧いただければと思いますが、同時に公表もされるんですよね。前回の資料も一連の図書と一緒に、全てオープンになりますので、どの部分が実際に掘削されるのかとか、改変されるのか、というところが以前はあまり特定されていなかったところ、前回の審査会で出していただきましたので、その情報もオープンになるということで御確認いただければと思います。
- 【中村委員】 指摘事項等一覧 6 ページのNo. 45で、水質とか底質のところでは工事排水の事に触れています。
- 【奥会長】 横田委員もよろしいですか。植生調査の件も、ストレートには事業者から回答がない形になっていますが、No. 40の指摘に対してこの一覧では。議事録にはありますか。前回議事録の11ページの下の方から12ページの方に、植生調査を行って、というのが12ページの上の方にありますので、それも指摘事項等一覧の方に事業者の回答として入れておいていただければと思います。それで大丈夫ですよ。
- 【横田委員】 はい。
イ 検討事項一覧について事務局が説明した。
ウ 質疑
- 【藤井委員】 再確認なんですけど、調査範囲であるとか調査方法を次の準備書で示された時にそれについて修正をお願いすることはできる、という理解でよろしいでしょうか。
- 【事務局】 今回、方法書なので調査範囲を決めて、それに基づいて調査をして準備書にまとめる形になります。
- 【藤井委員】 そうすると、例えば前回のところで、特別地区だけではなくてその周辺も含めて調査をして植生と比較して欲しい、というようなコメントもあったんですけども、実際にそれがどういう、例えば鳥類調査の時にどういうルートを通ってます、というそのルートの範囲であるとか、そういうものというのは事前に示されない、ということでよろしいですか。
- 【事務局】 ここまで御議論いただいて、補足資料等で説明した内容で調査をするということです。
- 【藤井委員】 そうすると、私たちはこちらの皆さんの委員から御指摘のあった点も含めて、私からの意見も含めて、それは反映しているということで信用してください、ということですよ。例えば、当初色々な委員から出ていたんですけど、調査の手法であるとか範囲、実際の具体的な調査の内容についてやはり示して欲しい、これではわからない、という意見もあったと思うんですね、それについて色々御相談を受けて、こちらとしてもコメントをさせていただいたんですけども、ルートを、例えばルー

トセンサスをやります、そのルートがどこをどう通っているのかという部分は、もうこれでこの先調査が始まってしまうのであれば、決まっている内容だと思うので、皆様に示していただければ、前回の会の時に出ていたような特別地区だけやらずにその周辺もやって欲しい、というようなそういう意見も出てこないと思うんですけども、どうでしょうか。

【奥 会 長】 具体的に今の段階で、こういった調査をして欲しい、若しくはそれが望ましいといった御意見があれば、それを出していただくというのが方法書の手続ですので、それを踏まえて事業者が、アセスというのはあくまでも事業者の責任の下で調査・予測・評価をしていく、そういうものですので、それに対して専門的な見地から審査会としては色々な意見、アドバイスをすると、そういう手続になっていますので、もう既に出していただいて、それを踏まえて答申書を作りますので、その答申書に盛り込まれた指摘を市長から事業者にそれを返し、その市長意見を尊重した手続が今後踏まれていくであろうと、そういう前提に立っているということです。方法書の段階の後、実際に調査・予測・評価が続く訳ですが、それが準備書にまとめられてきた時に、それを御覧になって、内容的に不十分だとか、こういう調査では実態把握が十分になされていないとかですね、そういったようなことがもしあれば、その場で、その時点で御指摘いただいて、また追加の対応を要請するということはあり得ます。どこまで事業者が対応可能かどうかは別としても、準備書段階で見ていただいて、何かあればその点で御指摘していただく、ということにも次の段階ではなるということですね。

【藤井委員】 はい。わかりました。
この方法書、準備書の手順が十分に把握できてなくて申し訳ないんですけども、今の内容だと事業者側としては、もしかすると、もう一回やり直さなければいけない可能性もあるという、事業者がどう対応するかですけども、こちらとしては、例えばルートをこういう風にとっているけれども、これでは本当は私の言ったことが反映されてないですよ、ということでこれをやり直した方が良いんじゃないですか、という意見も出すことになるということですよ。

【奥 会 長】 そういう御指摘はあり得ると思います。それにどう対応するかというのは事業者が最終的には判断すると、それを必ず義務付けるというような、そういう性質の手続ではないので、アセスの手続というのは。ただ、アドバイスをされて、それにどう対応するかというのは事業者が判断すると、真摯に対応していただくというのが望ましいですけども、そういうことになります。

【藤井委員】 他から聞いた時に方法書の段階でも、どこで調査するというポイントであるとか、ルートセンサスはこういうルートでやりますというものは、図示されるという風にお聞きしていたので、本来それがあるべきものなのかなと思っていたんですけども、ここではそのようなものがないということよろしいですか。

【奥 会 長】 そこは、これから事業者が検討されて見極められていくのだろーと思いますけれども、審査会の場で正式にそれを確認し議論するということは難しいんですが、藤井委員に個別に前回もそうでしたけれども、事業者の方と個別に相談していただいて、こういう内容でどうかと御確認い

ただくようなことは、それは可能ですよね。事務局もその辺、藤井委員に見ていただき、ある程度内容が固まってきた段階で見ていただいて、アドバイスをしていただくというようなことは可能かと思いますので、そこは事務局の方で対応していただければと思います。事業者の方にもそのようにお伝えいただければ、それでよろしいですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。特に私だけではなくて、この点について気にされている委員もいらっしゃると思いますので、特に私だけでなく他の委員にも示していただいた方が良いのかなと思いますので、御面倒をお掛けするんですけれどもよろしくをお願いします。

【奥 会 長】 事務局の方でそこは調整をしていただければと思います。

【宮澤委員】 審査会というのは合議体なので、一委員に個別に対応するからそれで足りているんだという発想は、そもそも本当はおかしいのであろうと。できるだけそういうところは、できるならこの手続の中で、後でやるのだったらそれは入れて、各委員の御了解とか理解を得ると。藤井委員の御理解だけでなく他の委員にも、そういう手続の持ち方の方が理想的だろうと僕は思うんですね。だから、今のが立法策で良いんだけど、本来的な発想ではない、そう思います。ですから、それになるべく近づくようなやり方を考えていただきたいと思います。

【奥 会 長】 先ほど申し上げたように、皆様にも情報を共有していただくように、そこは情報を流していただくということで、事務局にお願いいたします。基本的にはアセスというのは、各それぞれの専門の立場から御意見をいただくということです、まずはその専門分野の方にしっかりと見ていただく、ということが基本としてあろうかと思いますが、情報共有は全体としてされるべきというのはその通りだと思いますので、そこは事務局に対応をお願いしたいと思います。

【横田委員】 工事中の排水に関してですけれども、現在の検討事項一覧ですと、親水緑道の水と、安全の項目のトンネル湧水の公共下水道への対策ということに関しては記述がなされているんですけれども、指摘事項等一覧No. 45、No. 46の水質・底質のところなんですけれども、帷子川の本川の方に工事中に発生した排水を流していきます、というような御説明があったかと思います。その本川に対する水質・底質の影響というのは、線的な事業で、排水の地点であるとか、分散する可能性もありますし、適切な排水処理が行われるということをきちんと配慮し続ける必要があるかなと思いますので、水質・底質のところに工事排水の適切な処理に関して排水対策を万全に検討すること、というようなことを加えるという形はいかがかなと思いました。あるいは、トンネルの湧水の話を工事排水と合わせて帷子川及び公共下水道へのリスクを低減するような形でまとめる、というのがよろしいかなと思いました。

【奥 会 長】 今のところ、水質・底質の部分ですね。今の段階では、工事中の段階で水質・底質の部分に何も入っていないので、指摘事項等一覧No. 45、No. 46の指摘に係る横田委員がおっしゃった内容について、答申案として盛り込む、ということで他の委員の方はいかがでしょうか。中村委員も特にここ、御心配されてたところだと思いますが、よろしいですかそういう方向で、盛り込んでいただくという方向で。

【中村委員】 はい。

- 【奥 会 長】 では、事務局、そのようにお願いいたします。
- 【片谷委員】 補足のコメント的な話なんですけれども、温室効果ガスのところを見て、供用時の地下化することによる効果についてということなんですけれども、議事録を見ますと事業者側の説明としては、あまり積極的な回答にはなっていない事項なのですよ。これは、事務局へのお願いですけれども、こういう改善効果、最近はポジティブアセスという言葉をよく使いますけれども、事業によって環境が良い方向に変化するような事項もアセス図書の中では十分記載した方が良く、というのが一般化しつつある考え方だと思いますので、ぜひこの部分に関しては、積極的に取り組むように事業者側に事務局から伝えていただくのがよろしいかと思います。
- 【奥 会 長】 先ほどの指摘事項等一覧のNo. 24に関わる話ですよ。
- 【片谷委員】 そうです。
- 【奥 会 長】 鉄道事業そのものの温室効果ガスの削減という話ではないんだけど、間接的に交通渋滞の緩和に繋がるその部分も、ぜひお願いしたということで、事業者からはやっていたかということは、回答は得ていますけれども改めてそこはお伝えいただきたい、ということですね。
- 特にここは答申書に盛り込むべきということではないですよ。
- 【片谷委員】 はい、準備書から指導として伝えていただければ良いと思います。
- 【中村委員】 今、片谷委員がおっしゃったことは、10月29日の審査会で意見として出されていたと記憶はしているのですが。
- 【奥 会 長】 そうですね。10月29日にもそうですし、前回も実は確認をしまして、何度も念押ししているところですので、しっかり対応していただけたと思います。改めて、ということですね。
- 【奥 会 長】 では、他に御指摘がないようでしたら、先ほど横田委員の方から追加でございました水質・底質のところですね。工事中の水質・底質の部分を検討事項一覧の部分に加えていただいて、それを含めて次回答申案を事務局に作成していただくと。それを次回審査会の場で議論するという事にさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。
- 【事 務 局】 はい。
- 【奥 会 長】 では、次回以降の審査会までに答申案を事務局が準備してくださるようをお願いいたします。
- 【中村委員】 先ほどの横田委員に関連しているのですが、例えば水質については、方法書の3-11ページの水道橋という所が環境省の基準点になっていて、そこは横浜市とか自治体がやっている。この間と言えば上流の方に4点流量を測る所があるんですが、その水質を環境基準点じゃない水道橋の途中でも、というのをどこかに入れておいていただけたらと影響が見られるのかなと思うので。言っている意味は、方法書3-11ページに流量をどこで測っているのかというデータがあるのですが、水質とか底質が水道橋の所の環境基準点のデータが横浜市にあるんですが、その中間の水質等をぜひ測って欲しい。それじゃないと、全体の帷子川の影響がないかなと思うので、要望というか、先ほど藤井委員がどこでというところと同じような要望として。文言に入れるのは難しいかもしれませんが、そういう意見をお願いしたいです。
- 【事 務 局】 方法書6-19ページを御覧いただけますでしょうか。そこに調査地点を

示しているので、2点示しておりますが、ここではいかがでしょうか。

【中村委員】 西谷駅のもうちょっと下流が欲しい、という気がするのですよね。それは事務局と事業者とで検討していただければと思います。これは西谷の上流2点という意味ですね。

【事務局】 方法書6-30ページを御覧いただけますでしょうか。排水が出る所はどこにあるかということで決めておりますので、この調査地点の上流から流すということで、この地点で大丈夫ではないかと考えております。

【中村委員】 先ほど意見を申し上げましたのは、帷子川の水質は、帷子川を守る会みたいな形ですごく綺麗になってきているので、そこへの影響がなるべくないような、ここでやってそれがずっと下流に流れて行きますよね。水道橋で環境基準点があるんですけども、そういう要望でぜひ、というか、でもないのですけれども、せっかく綺麗になった帷子川の水質とか底質が、そのまま守れるような御配慮をいただきたいということです。

【事務局】 関係課の方で市内の川とか、その測定をやっているの、全体的なその辺の水環境的な河川の環境的については、行政がやっていると思いますので、今回、事業の排水の所がこの地点ということで、ここに設定しているということです。

【中村委員】 その行政がやっているのは、方法書3-11ページの水道橋の所なので、その中間1点くらいを要望ということなので、要望です。

【奥会長】 答申に盛り込むというよりは、そういう要望があったということを事務局から事業者の方に伝えていただくということですね。

【中村委員】 それで結構です。

(2) 横浜市現市庁舎街区活用事業 計画段階配慮書について

ア 諮問

イ 手続きについて事務局が説明した。

ウ 関内駅周辺地区について都心再生課が説明した。

エ 配慮書について事業者が説明した。

オ 質疑

【藤井委員】 14ページ、スライド27のところでいくつか質問したいと思います。まず27のところで街路樹として植栽されているイチョウ等との周辺の緑との連続性、親和性に配慮するという点があるんですけども、もし生物多様性という部分を配慮するのであれば、イチョウ並木にこだわらない方がよいのかなと思うんですね。出来ればイチョウ、連続性を作るということはその敷地内にもイチョウを植えてって話になるかもしれないのですけれども、そうではなくて、別途生態系に配慮したようなものを優先して考えて頂きたいなと思いました。

生物多様性を色々配慮していただいている点はとてもこちらとしてはありがたい話なんですけども、いくつか気になる点がありまして、海外だとある特定の場所に高層ビルをいきなり建てると、バードストライクが起きて、大量に鳥がぶつかって落ちるっていう事例があるんですね。日本だとまずそういうことはないと思うんですけども、例えばその全面ガラス張りのビルを建てると、かなり景色が映ってしまって、鳥にとっ

では、それをビルと認識しないような場合があるかもしれないので、ちょっとその辺を考えてほしい、考慮というか、検討して頂きたいのと、あと今の日本は国土が狭い中で、人口密度も高く、大きな元々原生林のような自然を守るというよりも、私たちが住んでいる、生活している場所の中で、残っている緑地をどう活用して生物のために活かしていくかっていう部分が重要になってくると思いますので、ここで仰って頂いている内容はすごく重要になると思うんですけども、例えば屋上緑化みたいな話はこの中では検討はされないのですか。そういう点が、可能性があるのかお聞きしたいと思います。

【奥会長】 最初の2点はある意味アドバイスと言いますか、要望と言うことですので、特に屋上緑化ですね、そこをお考えはどうかというところ、いかがでしょうか。

【事業者】 屋上緑化につきましては、必要性は十分認識しておりますので、今後検討してまいります。ただ、現時点では緑化する位置等は未定ですけども、検討してまいりたいと思っております。

今、御意見としていただきました、樹種の選定についても、これもまだまだ今後検討かと思えます。ただ、街路樹としてのイチョウですとか、今現況の中でクスノキが植わっていたりするところもありますので、そういったところも配慮していきたいという風に考えております。

バードストライク等につきましては、これからまさに建築物のファサードですとか、そういったところはこれから詰まっていくところですので、御意見承ったことを考えに入れて検討していきたいと思えます。

【宮澤委員】 先程の植生のイチョウのところなんですけれども、私も同じく、公園がありますよね、横浜公園。あそこはイチョウだけではないんで、それとのバランスもあると思うんで、それも配慮して頂きたいということ。スタジアム側に今歩道があって、クスノキが植わっていると思うんですけども、その他の樹も植わっているかな。あそこは計画だと非常に狭くなっているような気がするんですけど、これは基本的には残されるのか。それから商業棟を使うことで、今駐車場の部分が空地になっているんですが、スタジアム側ですね、パレルモに沿って。それはこの場合、どうして、ここに建物を建てざるを得なくなるのか。かなりそれなりのスペースが取れるのかということ。再生可能エネルギーといいますか、太陽光のエネルギーの導入ということでこれを壁面等を利用した太陽光との利用、エネルギーの導入を計画されているのか。

【奥会長】 最初の点は先程の藤井委員と同じ御要望ですので、特に東側のスペースがどうなるのか、という話ですが、ここはいかがですか。

【事業者】 御質問にありました、スタジアム側の通り沿いの件ですけども、こちらはですね、民間の今回募集要項が横浜市様の方から発表された際に、現状の道路を拡幅して、セットバックする形で、計画敷地を与えられておりますので、現状の植栽帯というところが、すでに民間敷地から取り外されているというか、除外されている状況での御提案に条件としてなっておりますので、そういったところからは、現状の並木の部分が、その現存のまま残すということが実際少し難しい状況かな、と考えております。

ただ一方で、せっかくの緑でございますので、生態系あるいは景観的な面から、連続性のある緑量感のある通りを作っていくってところは、

今後の検討の中で配慮していきたいなと、そういう風に捉えてございます。

あと、今駐車場になっておりますその行政棟と、みなと大通りと称しておりますがその間の部分については、今スライドの方に映っておりますように、建物としては2層レベルですね、2階建てレベルの新しい商業のフロアを計画してございまして、これもあの横浜市様からの募集要項の中で、みなと大通り沿いのにぎわい創出ということが命題になってございましたので、そこは積極的に活性化、にぎわいを生む商業用途を導入するという考え方で御提案をしております。

太陽光等の自然エネルギーをどうやって使っていくかということにつきましては、全般的に配慮しながら、今後検討していきたいという風に思っております。どこの壁面かというとのは、今の段階ではないですけども、今後検討していきます。

【木下委員】

計画段階配慮書概要資料の4ページの7番目に事業コンセプトを示してありまして、この中でアセスとの関係でちょっと質問させていただきたいのですが、周囲に開かれたシンボル空間の形成、景観の面とか、あるいは人と人の触れ合いとかそういった面で、非常に重要な項目で望ましいことだと思うんですけども、配慮書の中で個別には色々とそれに関係するような環境配慮事項がなされていますけども、このシンボル空間っていう形でとらえた場合にどういうことをなさるのか、これは重要なところだと思いますので、配慮事項として一つ（項目として）出してですね、纏めていかれた方が分かり易いし、環境配慮っていうものに繋がっていくのではないかな、っていう風に思いますので、御検討いただけないかと。

【奥会長】

配慮事項は、配慮指針に沿って整理されていますので、必ずしもこのコンセプトの切口に沿った整理にはなっていないけれども、ただここで示されている、特に周囲に開かれたシンボル空間の形成に、との部分が資するものなのか、そこを少し分かり易く御説明していただければ、ということだと思いますが。

今この場で何か説明していただけることはございますか。

【事業者】

後ろの方でまとめさせていただいている配慮項目ということではなく、冒頭お話もありましたとおり、これはコンペで選定されているところもございますので、その時に、どのようなことで、この辺を主張しているかってところで、ちょっと（発言者交代）。

ちょっと論点はずれるかもしれませんが、ちょっとこちらの施設概要図を見ていただきますと、手前の方が関内駅になりまして、タワー棟は、駅側から50mほどセットバックした位置に建築予定でございまして、LVAって書いてあるところの、駅との間に広場空間を作っております、約2,000㎡なんですけれども、そういった意味で、空間の確保といったところは募集要項上も要望がありましたので、そこには配慮した形、ちょっと今の御要望と違うかもしれませんが、施設的にはそういったことになっておりますので、空間の確保とシンボル性の両方を募集要項上もありましたので、それを目指して作っているっていうのが、今の計画になっているということです。

補足させていただきますと、シンボル性とかいうところに関しましては、タワー棟、高い建物にしてこの場所を目立たせるってところもご

ざいますし、一方逆にですね、地域の景観の形成というところで説明させて頂いていますが、行政棟の建物を残すっていうところから、こういった事業コンセプトに該当するような考え方で整理しているというところかなって思っております。

【木下委員】 私が申し上げたいのは、配慮事項として、委員の先生方の同意が得られないとあれなんですけれども、配慮事項として、やはりここは非常にシンボル空間として非常に大事な要素だと思います。そこのところの一つ配慮事項として、抜き出して、つまりオーバーラップするところが多いとは思いますが、そこの部分は（項目として）抜き出して、こういう風に自然的にも文化的にも配慮してますよ、というところを、この段階で整理しておいた方が良いのではなかろうかっていう趣旨で。

【奥会長】 表現の仕方の問題だと思いますので、配慮事項はいずれにしても配慮指針に踏まえて整理されているものですので、また新たに事業者の方で、自身で当然設定するってことは当然あり得ることだと、可能なことだと思いますが、もしないまでも、それぞれの配慮事項の中に、風格ある景観形成とか、色々言葉としては多分このコンセプトに繋がるような要素は出てきていると思うので、そこを分かり易く御説明して頂くということかな、と思います。

木下委員としては、配慮事項として設定されたいっていう御意見があったということですが、どう対応されるかは事業者の方で検討して頂ければと思います。

【片谷委員】 私は、今木下委員がおっしゃったことには賛成する立場で、そもそもアセス制度っていうのは、横浜市の条例とか技術指針もそうだと思いますが、標準的なことは示されていますけれども、そこに書いていないことを、項目として取り上げてはいけないっていう規定はないはずですので、せっかくこの事業のコンセプトでそういうシンボル空間というキーワードを出されていますので、そういうのは是非アセス手続上も前面に出していただくと良いのではないかと思っております。それは私のコメントで。

確認のための質問ですけれども、これは公募型事業ですから、当然だと思えるんですけれども、複数案の検討っていうのはない、っていう前提でやられている、という理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 私ども、募集要項に乗っ取って提案を差し上げて、私どもが言うことかどうか、3グループで一定の審査委員の方に審査して頂いていて選ばれたということですので、今は複数案の検討はしておりません。

【片谷委員】 了解しました。公募型で、既にその複数案に代わる措置がもうされているという理解ですよね。実質的には、ということですが。

【奥会長】 そうとも言えるかもしれませんが、ただアセスの観点から絞り込んでいるわけではありませので、総合的な判断で、コンペで決めたってことですかね。そこをどう考えるかですね。

【片谷委員】 複数案評価は、多分横浜市の条例では義務付けられてはいない。あげられてはいますので、手続き上は問題ないという個人的には思っています。確認のために発言させていただきました。

【中村委員】 この資料の4ページの事業のコンセプトのところで、関内地区の賑わいの創出っていうのはわかるのですが、ポチ（「・」のこと）関外地区って書いてあるので、それはどういう内容かなって、もうちょっとイメー

ジがわからないんですが、それが1点です。

それから、歩行者ルート等が示されていますが、これは出来てからで、工事中、特に横浜スタジアムで何か（イベント）があると、ものすごいあの辺、人でいっぱいなので、その辺はどうなっている、というのが2点目です。

それから、工事する時に掘削する時に、横浜公園の中に水、池みたいなものがありますよね。そこへの影響みたいのは、非常に細かいことなんですけども、掘削した時の地下水の変動みたいなのは、どういう風に考えていらっしゃるのかが、3点目です。特に横浜公園の方に影響するのかという、そういうところも含めて考えられていらっしゃるのかなってこと。

【事業者】 関内・関外ということで、立地としては関内ですけども、具体的には書いてないですけども、私どもが選ばれた時に、記者発表の資料が実はありまして、口頭で失礼しますけども、地域に色んな団体の方がいらっしゃるしまして、その方々と連携して、いわゆるエリアマネジメントと言いますか、地域の活動を一緒にやっていくといったことによりまして、関内側と関外側の活性化を図っていく、いわゆるソフト面の連携による活性化ブランド強化、ブランド向上ってことを目指しているということです。つまり、ちょっとここに補足的に書くべきでしたけれども、そういったことで想定しています。

工事中の人の流れ、いわゆる地下水への影響でございますけれども、施工業者として、事業者の中に鹿島（建設）だったり、竹中（工務店）だったり入っていますけれども、明確には施工業者という風にはまだ確定しておりませんので、詳細な工事計画ですとか、地下のボーリングですとか、そういったところは今後ということでございます。ただ、工事中の配慮として、隣に横浜スタジアムがあって人の流れが多いということは、当然認識しておりますので、現状どういう風に人を誘導しているかって話もヒアリングを始めておりますので、配慮していかなければいけないっていう風には思っています。歩道を確保するとかですね、仮囲いの外側に人が通れるようにするとか、そういうところはあるかなと思います。

地下水についても、重複になりますけども、今後調査しながら、地盤についても今後の調査をしながら、そういったところでございますので、御指摘を踏まえて配慮していきたいと思えます。

【横田委員】 2点ほどございます。

配慮事項の17番の防災関連の中に、地域防災機能っていう言葉が書かれているんですけども、駅前空間ということで、駅と一体的な機能を持つ空間としての地域防災を、この場所でどういう風に考えていらっしゃるのかというような、地域防災の考え方を聞かせて頂けるとありがたいです。

2つ目は、配慮事項の11番の景観に関することなんですけども、先程、都心再生課の方から関内駅周辺地区で、今後も新たなまちづくりが進んでいくってことなんですけども、景観の面から、この地区の景観配慮として、現時点で特に配慮している事項について教えてください。

【事業者】 私どもの方は、先程のスライドにもございましたように、駅前に広場空間を2,000㎡ほど設ける予定ですけども、駅の方は横浜市様と今JR東

(日本)さんの方で、将来駅の改良をすべきかどうかも含めた調査をされているといったことを聞いておりますので、今頂いた御意見のように、地域防災の観点で、こういった形の連携があり得るのかといったところを、然るべきタイミングで検討する必要があるという風には、今の時点では考えております。

具体的にソフトのメニューとして何かやっていくかっていうのは、今後の検討になると思います。

【都心再生課】

先程、御質問頂いた2点目の景観の面からこの周辺のまちづくりに特に配慮していること、ということで御質問いただきました。横浜市では、関内地区に関しましては、横浜市の景観計画の方を定めておりまして、特に関内駅前の、この現市庁舎街区が含まれる区域については、このエリアに区切ってマンセル値の方も厳しく制限をしております。そういった観点で、そういった現行の基準に基づいてですね、今回の御提案を頂いておりまして、そういった色彩であるとかそういったところには、十分配慮して頂いた御計画だったという風に、審査委員会でも評価されております。

また、特に景観の面からすると、行政棟を保存活用して頂いたというところが、新しい関内駅の前の玄関の景観づくりという観点からも、他の地区には無い、特色のある景観を形成して頂いたということで、そういったところも審査委員会の方では評価されたところでございます。

なお、景観計画については、今後新しいまちづくりの中で内容を変更していくということで、来年度以降ですけれども、今、都市美対策委員会に諮って、内容を審議して頂いておりまして、そういった中で新しいまちづくりに均衡したような景観計画の方も更新していきたいと思っております。

【横田委員】

周辺街区も開発が連続的に生じていく地区ということですので、是非、他の事業主体の方と連携して、景観軸の形成ですとか、先程の地域防災に関する連携ですとか、一体的な取組が進められるような調整をして頂いて、配慮すべき点を方法書の中でも挙げて頂いていただければと思います。

【宮澤委員】

教えていただきたいんですけども、配慮事項の中に、建設、運用、更新、解体処分等のライフサイクルを通じて、また温室効果ガスの低減に努める、とあって、いくつか提案していただいているようなんですけども、この中で、更新というのは多分メンテナンスのことだろうと思うし、解体処分っていうのも解体し易いと言うか、容易に解体出来るのか、それともそれを含めてことだと思うんですけども、その辺についてはどのような配慮をされているのか、今回の説明にはなかったんです。

それから、もう一つは、風害とか光害等の影響を少なくする配慮を求められておりますが、今回の建物が34階という高層のもので、海側への日照被害等については、どのような御見解をお持ちで、こういうような設計になったのか教えてください。

【奥会長】

最初の点は、配慮書で言いますと114ページですかね。114ページの(9)のところですね。

【事業者】

御質問いただいている趣旨としては、ライフサイクルを通じて、どのような配慮をしていくかというところで、例えば、これもまだ詳細はこ

れから、ということになりますけれども、運用段階でBEMSっていう、空調の制御なんかで最適化するようなシステムを考えていたり、そもそも負荷が下がるように、Low-Eガラスですとか、省エネの技術を導入していくっていうところを、これも設計をこれから詰めていきますので、どのような、例えば素材ですとか、使いながらこれ位の値になるっていう、これからになりますけれども、一応こういった項目については配慮して、今後進めていくっていう段階で、考えている段階という風に御理解頂ければと思います。

【宮澤委員】 今日のスライドの説明で、高強度のコンクリートを使うとか制振構造等の採用とか具体的にあったものですから、更新とか解体処分も高層建物の基準は、結構大変だと聞いていますので、その辺も領有するような方策を既に考えられているのかどうか、あるいは解体も大きな事業になるはずなんで、解体し易いことも踏まえて建設するんだという発想が既にあるのかと思って伺ったわけです。

【事業者】 現状の建物の解体ということではなくて、今回計画していることを更に後年、更新する時のためにということですね。そういったことに関しましては、例えば、建物全体のライフサイクルよりも設備の方が当然短くなりますので、そういった更新がし易い計画ですとか、そういうところは考えていきたいという風に思っていますけれども、今後、御指摘を踏まえて、代替わりする時に向けてどんなことが考えられるのかというところは、今後設計とも相談しながら詰めていきたいと思います。

【奥会長】 今の点と関連して、既存の建物の解体は、こちらは事業者側でされるということでしょうか。

【事業者】 横浜市様から現状の建物を買って、事業者の方で解体いたします。

【奥会長】 対応するということですね。

このスライドの43ページには、既存建築物のアスベスト飛散防止措置については書いてありますが、あとこの廃棄物の分別っていうのも、解体後に出てくる廃棄物も多分入っているんだろうと思いますけれども、それ以外の解体工事中に配慮すべき要素として、例えば重機類の稼働による大気への影響とか、騒音、振動というものもあると思いますが、そういったことも全て解体工事分も含めて、これから環境影響評価の対象として位置付けられていくっていう理解でよろしいですか。

【事業者】 方法書段階のお話にまさになるかなと思いますけれども、当然影響評価する範囲としては、解体工事も含めて検討していくことになるかと思っています。

【宮澤委員】 私、何か関係違いのことを聞いているんじゃないかという風な様子だったんですけども、解体処分の114ページの（9）のところでは、ライフサイクルを通してってことであったもんですから。

それからもう一つ、本件は定期借地権っていうことで、期間が来れば、満了すれば当然受け渡しの問題があるわけで、そういう意味でここでの配慮は、解体処分の配慮は、本件の工作物を新築する、新設する本件についてではないのかという理解のもとで、解体処分での配慮はどういうことをされるのですかって聞いたんです。そういう趣旨です。

【奥会長】 114ページには、解体処分っていうのは、これから新たにつくる建物についてっていうことで、そういった理解で正しいと思います。

- 【中村委員】 解体工事・建設工事で、令和3年から令和7年って書いてあるんですが、解体しながら建てられるところは建てていくって感じなんですか。例えば解体工事は何年までやって、おおまかなスケジュールみたいなのが分かったら教えて頂きたい。
- 【事業者】 基本設計を始めたばかりでございまして、お答えとしてはですね、これからどういった解体を含めた工程計画を作っていきますので、現時点ではいつからいつまで解体で、それがラップさせるのかどうか、今後の検討ということで御理解頂ければと思います。
- 【菊本副会長】 スライドの44枚目のところで、液状化対策ですね。液状化対策が既存の建物が行政棟ですかね、あと高層の建物がちょっと性質の違う建物がありますから、それぞれ液状化とか、地震の時に揺れ方なり、考えるべき対策なりが異なってくると思うんですけども、具体的にここの液状化対策っていうのは、どういったことをお考えか。
- あと、もし液状化が起こったら、どういう影響がありそうだから（どういった）対策をお考えか、教えていただきたいなと思っているんですけども。
- 【事業者】 ボーリング調査とかもこれからっていうところで進められていますので、具体的にどのような深さでどのような地質になっているというところも詳細はこれからということでございます。まさに検討しているというところでございます。
- 【菊本副会長】 おそらく、ここは自然地盤ではなくて埋立地盤で古いやつですから、関東地震レベルのやつが来ると、液状化する可能性は非常に高いって指定になっていると思うんですよ。基本的には、液状化はしそうだっていうのがボーリング調査でわかったら、液状化させないような対策をお考えだってことですか。
- 【事業者】 そうですね。今御質問にあったように、やはり事業者側の資産を保有する観点からも、事業上の観点からも、やはり適切な液状化対策をやはりしなければ、事業の継続性に影響があるかと思うので、そういった観点からは調査のうえで、適材適所の部分で何らかの対策を講じるかどうか、事業者間、数社おりますので協議のうえで判断していかなければならないかなと捉えてございます。
- 今回、既存の建物を使う部分と新築する部分というものが、少し街区というか部分によって異なりますので、そういった部分の取り合いですね、そういったところも災害時の構造的な観点からしっかり配慮しなければならないと捉えてございます。
- 【菊本副会長】 今お伺いした趣旨はですね、御回答頂いた内容はよく分かったんですけども、高層建築物の高い建物ですね、あそこは別に液状化しようがしまいが関係ない構造となるはずですよ。いわゆるケーソンか杭基礎になると思いますから、基礎地盤まで基礎が行っていて関係ないと、だからせいぜい液状化が起こっても考え得るのは、周辺の地盤がちょっと沈下して抜け上がるだけだと思うんですよ、基本的には高層建築の方は液状化させないっていうことと、させるさせないってことと、建物の安定性は無関係だと思うんですよ。そういう意味で液状化を周辺の建物の抜け上りを考えてさせたくないと思っておられるのかな、そこら辺が気になったところが1点と、もう一つは、既存の建物の行政棟ですね、どういう基礎構造図になっているのかっていうのは、分かっていると思

うんですけども、そちらは杭基礎とか直接基礎とか、そういうものも分かっているものですか。

【事 業 者】 そうですね。今回ご提案に際して、その前段階で横浜市さんの方で建物調査をされて、それによりますと、平成21年ですか、あの建物自体が耐震化で改修されているということを、データとしてはしっかり踏まえた計画となっておりますので、杭についてももしっかり深くございますし、そういったところの面で、只今ちょうど設計段階で構造設計の部隊とも、その辺も吟味している最中でございますので、今、市からいただいているデータをしっかり踏まえて、理解を深めて詰めていきたいなという風に考えております。

【菊本副会長】 分かりました。基本的には、これからかなと思いますけども、またお伺いして、気付いたところをお伺いしたいと思います。

【藤井委員】 2点、お願いと確認なんですけども。

一つ、お願いの部分ですけども、配慮書の中で鳥だけじゃなくて、蝶類、虫の方の蝶ですね、誘致してって話があったんで、その点について、多分みなさん周知のことだと思うんですけども、幼虫の食樹と成虫の吸物するものとは違うので、その点はまず確実に誘致する蝶類について、幼虫の食樹、食草を確保するだけじゃなくて、成虫が生きられる、吸物する部分ですね、そういったものを配慮して欲しいというのと、もう一つ、最近どうしても、外来種の蝶が結構、地域外来と国内ですね、国内由来の外来種と、実際に海外からの外来種、そういったものが実際入ってきている状況で、それが増える原因になる可能性もあるので、その辺も配慮して欲しいってのが一つあります。

もう一つお聞きしたいのが、水が、敷地内の中を水が流れるっていう計画はない、今のところないですね。

【事 業 者】 後段の方の回答でよろしいでしょうか。水の計画は今のところはありません。

【藤井委員】 もし可能であればと言うか、検討の余地がもしあるのであれば、鳥を実際にここに誘致して生態系に配慮する話がありましたので、実際鳥にとって何が重要かと言うと、食べ物、寝る場所、あとはやはり水なんですよね。どんなに食べ物があって、寝る場所があっても、水がないと全然生活ができないので、水浴びをして羽を綺麗にしないといけない、実際水を飲まないといけない。で、そういう中で他の環境が活着してくるので、もし可能であれば、中をちょっと小川みたいなのをちょっとどこかに流すとかですね、最悪ちょっと水を貯める場所を作って、水を貯めといてただけるだけでも良いんですけども、可能性があれば配慮していただけると嬉しいなと思います。

【奥 会 長】 横浜公園との役割分担というのもあると思いますので、御意見として、参考にして頂ければと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。はい、それでは、配慮書につきましては、以上にさせて頂きたいと思います。

先程、申し上げた解体工事については、そこも含まれるってことを、方法書段階で明確にそれが分かるような図書をお作り頂ければと、ちょっと前もってお願いしたいと思います。

カ 審議

- 【岡部委員】 今回の、やはり事業っていうのは、横浜らしい町並み景観というのが何度も何度も出てきているんですけども、横浜市庁舎の跡地のところに関しての計画だけで見えていける部分と、全体がもう少し分からないとその中の一部として見ていかなきゃいけない部分がちょっとあるような気がしていたんですけども、先程の事業者の方たちとかのお話を伺っても、まだ現在進行形中という感じがしておりまして、景観って言った時に、多分非常に高い高層ビルが建つことで、大分景観が、関内地区が変わるような気がするんですけども、どういう視点から、今後この会議の中で意見を言っていったら良いのかとちょっと悩ましいなっていう気が正直したところなんですけども。
- ただ、感想になってしまうところがあるんですけども、確かに関内地区の旧庁舎が残っていることで、関内地区のイメージは残るとは思うんですが、そこに非常に高層ビルが建つことで、大分関内地区の雰囲気が変わってしまうようになりますし、その建つことでそれが始めになって関内地区がどんどん変えていく推進力になってしまうような印象を受けまして、難しいなと言う意見を持ちました。感想というか意見なんですけども。
- 【事務局】 まさにその通りかなというところがございます、高層建築物が今回建つということで一つのシンボルになっていくと思います。これに基づくわけではないんですけども、周辺地区が一体としてどうしていくのかというのも計画を練っているところでございまして、そういった意味でもですね、今後具体化とかですね、明らかになっていくのかな、っていうところでございます。現段階では心配事項があるっていうのも、あるのかなってところでございます。
- 【岡部委員】 一つ関連して質問なんですけども、今の横浜市の関内地区は非常に樹木が綺麗になっているわけですけども、ここで新たに植栽を変えていくって、先ほど藤井先生の意見でも、樹が違う方が良いんじゃないかって御意見もありましたけれども、そういう視点も考えながらアセスを進めていくっていう理解しててよろしいんでしょうか。
- 【事務局】 植樹って観点でも今のくすのき（広場）のですね、くすのきモールっていう風になっていくんですけども、あそこをどうしていくのかっていう、今のところ機能更新していくことは、この配慮書に載っているとおりでございますが、具体的にどうしていくのかというのは、まだこれから決まっておりますので、今後方法書とか準備書とか進めていくうえにおきまして、周辺のこと考えながらですね、事業者を考えるように事務局からも伝えていきたいと思っております。
- 【奥会長】 配慮書段階で、具体的に見えない部分が多いので、より計画が具体化していく中で、特に方法書以降の段階ですね、そこで高さが周辺の景観に与える影響ですとか、今御心配の点については、また事業者の方にぶつけていければ、そうしていけば良いかと思います。
- 今回は配慮書段階ですので、諮問ではなくて意見を聞きたいということで、先ほど市長からの紙を頂きましたが、諮問答申という形ではなくて、審査会の意見を聞くとそういうことになっておりまして、出された意見を踏まえたうえで、配慮市長意見書っていうのを市の側で作成するという事になっております。
- 今回、色々意見、要望が出されましたので、それを踏まえて、あとは

配慮市長意見書を、そちらでお作りになるということですよ。ここで改めて確認をして、ということとはしないっていうそういう理解ですか。

【事務局】 今後の手続というところになりますけれども、次回2月10日頃を予定しているのですが、その時にこういったもの（内容）で、今回作成していこうって思っていること（配慮市長意見書案）をお示ししたいと考えております。

【奥会長】 配慮市長意見書案にあたるものが、次回の審査会でみなさんに確認をして頂くってことですね。

【横田委員】 計画段階配慮で書かれていることは、ほぼこれからの配慮志向として、目指しますって形で書かれているものが多いんですけども、現段階で計画段階として配慮すべき課題というのをきちんと挙げる必要があるのかなと思うんですよ。それを方法書においてきちんと項目選定して頂くように配慮市長意見を作成して頂くということが大事ではないかなと思っています。

人間環境に近い部分ってのいうのは、かなり計画段階で配慮していかないと、あつと言う間に事業自体が具体的に固まって後で計画がなかなか変えにくいっていう風になりますので、例えば方法書の項目ですと、地域社会という項目がありますけれども、なかなか後から地域社会を付け加えてコンテンツするということが難しいことかなって思って、項目選定につながるような市長意見を作っていくことが大事かなって思います。

是非検討頂きたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。よろしいですか。次回その案をお示しいただいて、それを踏まえて審議が出来ればという風に思います。他に特に御意見ないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきまして、審議内容については、会議録案で御確認頂くということによってよろしくお願いいたします。

(3) 北仲北地区（A地区）再開発計画に関する事業内容等修正届出書について

ア 諮問

イ 手続きについて事務局が説明した。

ウ 事業内容等修正届出書について事業者が説明した。

エ 質疑

【菊本副会長】 1点確認させて頂きたいと思います。一番初めに御説明いただいたのは、延べ面積の増加ということだったんですけども、それに対して、スライド13枚目ですかね、自動車発生集中交通量というのは、かなり少なくなっているようですが、これは何でかな、ということについて、ちょっと教えて頂きたいというのと、建設機械についてのところですね、15番のスライドのところも、（台数の減少は）事業が一括にされたからなのか、ちょっとその辺を教えて頂きたいというのと、それと、同じ様に、同じ様な性質のことですが、23枚目のスライドですね、建設発生土のところも、これは評価書から変更後で増加していますけれども、ただこの増加量というのは、面積の増加量に対してはちょっと小さいので、その辺りはどういう形になっているのか、というのをちょっと教えていただい

ると助かります。

【事 業 者】 はい、まず最初に、発生集中交通量に関しましてなんですが、確かに交通量は減っていますが、若干の延床は多くなり変更になっています。ただし、元となる原単位について更新されましたので、発生量が少なくなっています。そのため、表のような結果となっております。

建設機械が減ったということで、先程工程表でも御説明致しましたが、アセス時には全地区を同時期に開発するという計画としておりましたが、やはり時代の状況がございまして、開発が段階的になってしまったということですので、最大稼働台数等は減っているということでございます。

発生土について、発生土は若干多くなっています。これは、延床面積が大きくなって、少し地下を掘る部分、地下が深くなり多くなったので、今回は発生土も増えているということでございます。

【菊本副会長】 発生土については増えていることは分かるんですけども、面積の増加に比べると発生量の増加がちょっと少ないなと思うのですが、それはなぜですか。

【事 業 者】 交通量でよろしいですか。

【菊本副会長】 発生土です。23枚目の方の建設発生土の方が、延床面積が大体24%か25%くらいですかね、増加したのに対して、25%まではいかないですけども、発生土の増加量がそんなに増えないのは何でかな、と。

【事 業 者】 用途が変わりましたので、その結果として延床面積が少し大きくなっています。そのため、下の方ですね、地下掘削の量が若干増えているので、発生土も増えているということでございます。ただ、発生土の方は、そんなに多くならなかったということでございます。

【菊本副会長】 高さはそんなに変わらないんですよ。それで、水平方向に24.7%増えているということだったら、単純に地下掘削（の量）が水平に同じであれば、同じように掘削量も増えるのかなと思ったのですが、これは、地下掘削量が延床面積の増加に対して少ないのかなということですかね。

【事 業 者】 そうです。あと、敷地面積はさほど変わってございませんで、発生土はそこまで多くならなかったということでございます。

【菊本副会長】 分かりました。

【片谷委員】 今の件について確認ですけども、要するに用途が変わったので1フロア（あたり）の高さが低くなって、延床面積が増えたと理解すればよいのですか。

【事 業 者】 今回、2つの敷地に分かれていたのを1つの地区に統合しておりますので、1フロアあたりですね、床面積が効率化されて大きくなっていったというところでございます。

【奥 会 長】 他はいかがでしょうか。

【片谷委員】 大気の数値が出ているんですけども、最初の平成19年の時にやられたときと、今回とでは、発生量の原単位的な数値は、直近のものを使われたという理解でよろしいのですか。

【事 業 者】 はい、再検討いたしました予測に関しましては、変更があるもの、今のお話にありました原単位、発生原単位ですね、これに関しましては最新のものでやらせて頂いております。

【片谷委員】	分かりました。
【奥会長】	他にいかがでしょうか。
【木下委員】	スライドの17、18で、緑化のことを評価しておられるのですが、これは評価書段階と現在の提案段階とでは、これは緑化面積、ボリュームはどういうことになっているのでしょうか。今さっきおっしゃった、増やしたということですが。
【奥会長】	スライド17より、18の変更後の図では、（緑化面積が）少なくなっているように見えるということですね、緑が。
【事業者】	絵の表現でこれはちょっとそうなっているのですが、基本的には評価書も変更後も地盤ですね、ここに大きく緑化しましょうという計画にしております、プラス、低層部の屋上に緑化するということになっています。基本的に変更後の方が少なくなっているように見えるのですが、量としましては、こちらの表の数字のとおりですね、変更後の方が若干増えているという計画になっています。
【奥会長】	スライド16の数字ですね。A-1、A-2のところは少なくなっている、A-3もかなり少なくなっている。A-4のところで、だいたい稼ぐと言いますか、多く取るということですね。それで、全体としては評価書段階からは若干は増えている、そういう数字ですね。
	木下委員、いかがですか。
【木下委員】	はい。ということは、A-4のところはこういうふうにたくさん緑化するところが増えているということで、実際にそうなさっておられると。これは、あれですか、A-1、A-2の方で緑化が稼げないので、A-4を増やしましたということなんですか。それとも何か別の要因があって、こういうふうになさったということでしょうか。
【事業者】	そういうわけではありませんで、事業者間、地区間でそのようなやりとりはありません。今回の変更、平成25年にも変更は行っただのですが、そのときのA-4地区の考え方を踏襲しているということで、A-4地区はその時の計画のままの数字を出しております。
【木下委員】	ということは、前の（平成25年の）変更の時点で、A-4は（既に）こうだったということですか。
【事業者】	はい。
【菊本副会長】	今の箇所、ちょっと追加でお聞きしたいのですが、A-1、A-2地区の低層部とか中層部とかは、元々の計画は屋上緑化していないというように見えますが、それはそのまま正しいということですかね。
【事業者】	まだ検討中ではありますが、極力地盤面の緑化を進めていこうということで、今回極力1階部分ですね、緑化の方を計画するという内容にしております。
【菊本副会長】	もう1つ簡単な確認ですが、この上のスライド（17）の（図中に描かれている）丸の方が（スライド18の丸印よりも）大きく見えるのですが、これは木の本数とかサイズの違いを表しているのか、それともこれは（図面上の都合等で特に）関係なし（ということ）でしょうか。
【事業者】	表現の仕方でございますので、丸の大きさには関係ありません。
【菊本副会長】	分かりました、ありがとうございます。
【奥会長】	他はいかがでしょうか。

【藤井委員】 よろしいですか。

【奥 会 長】 はい、藤井委員で、その後に宮澤委員でお願いします。

【藤井委員】 防風、風害のところで、ちょっとお聞きしたいのですが、単純に風害ではどんなことが想定されるのかというのを、まず1つお聞きしたいのと、スライド35から38です、みていくと、高さ9 m程度の常緑樹を植える位置が結構違うんですね。それから（スライド）35を見ていくと、高さ9 m程度の常緑樹を植える位置がずれているんですけど、実際には（スライド）37をみると、防風対策を行った場合における評価のところで、ランク2の場所が、中央部分ですよ、その方に固まっているようで、なぜ（ランク2が固まっている中央でなく）左隅の方に9 mの常緑樹を置いていくのかという話と、あと（スライド）38をみると、実際ランク2のところ、防風対策を行った場合の方が増えている、というのがちょっとですね、数字的に74（地点）のところ、78になっている。

まず、防風、風害というものがどういうもので、それに対してこの防風のための植林、常緑樹をどういう意図でこういう風に配置したのかというのを、ちょっともし何かありましたら参考に教えて頂きたいのですけれども。

【事 業 者】 まず、風害と言いますか、風環境についての考え方ですが、今回風環境につきまして指標といたしましたのが、風工学研究所さんから出されているもので評価しているという形でございます。ランク1というのが住宅地の商店街、野外レストランというところ、ランク2が住宅街、公園、ランク3が事務所街の風環境で、ランク4がそれを超える場所で、風環境として好ましくない、という形で評価されておりますので、それに合わせてですね、できる限りランク2以下、（A-1・2地区に）住宅とホテルとを作りますので、ランク2以下に風環境をですね、変更後も抑えたいという形で、検討してまいりました。

次が防風植栽、対策でございまして、こちらは変更前と変更後という形になります。それで（平成25年に）大きく変更されましたのが、A-4地区の（高層建築物の）形状について、流線形が矩形になったところがあります。その関係で防風植栽の位置について、風環境が厳しくなるだろうということで見直しを行っております。

あと西側にですね、まとまった防風植栽を行っております。ここにですね、北仲通北地区として公園を整備する計画になっておりまして、今も既に公園になっておりますが、そこに対する風環境は和らげなければならないというところで、こういう計画になっております。

あともう1つ、区画道路デッキ上の風環境をよくするというので、こういう対策をしております。

その対策をした結果が、こういう形になってございます。そして全体としまして、ランク3が若干残るのですが、大まかに言いますと、ランク1、ランク2の風環境になっている、という計画になっているということでございます。

【藤井委員】 この38ページの表は、ランク3を、対策を施した関係で（ランク3は減少したが）ランク2が増えてしまっているという理解でよろしいでしょうか。

- 【事 業 者】 はい、そういう形になります。
- 【奥 会 長】 はい、中村委員は今の関連ですか。
- 【中村委員】 違います。
- 【奥 会 長】 違いますね、では少々お待ちください。宮澤委員、手を挙げておられましたか。
- 【宮澤委員】 私も同じく防風植栽と樹木の関係について、お聞きしようと思っていました。
- 【奥 会 長】 では、今の御回答でクリアになったということですね。では、中村委員、お願いします。
- 【中村委員】 供用時の影響については理解しているのですが、工事中の廃棄物あるいは発生土とか、その予測は（これから工事を行う）A-1とA-2が一緒になったものだけなのか、全体のA-3とA-4も含まれている値なのか。既に建っているA-3、A-4が、工事中（のデータとして）に含まれているというのは、ちょっと奇異な感じがするんですけども。スライドの22とか23で、評価書は（A-1～A-4の）全体のものと思ったんですけども、今後の変更はA-1とA-2だけですよね、その辺をどう、A-1とA-2を計画変更することによって、これからの工事で、（発生土が）どの位になるのかは出せるのでしょうか。
- 【事 業 者】 今回の資料といたしましては、評価書からの変更という形になってございますので、むしろ計画値になってございます。ただ予測といたしましては、A-1、A-2、A-3からA-4までも全てを網羅した数量となっております。ですから、ちょっと今のA-3は竣工しておりますし、A-4はもう竣工間近なんですけども、具体的な数字は、今はちょっと把握してございません。申し訳ございません。
- 【中村委員】 （数字はA地区）全体の全てを対象にしたということで、仰っている意味は分かるんですが、特に工事中の、（今回は）A-1からA-4まで並行した工事でなく、工事中（になるA-1・2地区）の廃棄物とか発生土とかがどの位かというのを、データとして出せたら出していただきたいなと思ったのですが。
- 【事 業 者】 A-4地区についてはまだ竣工間際で、データについてははっきりしておりませんので、ちょっと推定値になるかもしれませんが、確認をさせていただければと思います。
- 【奥 会 長】 そうですね、事後調査の中で出てくるんですけども、今の段階でどこまで出てくるのかというのはありますが、この修正届出書が出されることになったのは、A-1、A-2地区の延床面積が10%以上増えたからということで、その要因で出てきていますが、いずれにしても評価書としては、それぞれの地区を対象にして出されるもので、変更内容についても全地区対象でということで、今変更を示して頂いているということでございますね。今回の評価書の、平成25年の分もありますけども、今回の修正分も加味されて、この数字が出てきているというふうに御理解いただければと思います。
- 他にいかがでしょうか。それでは、特に他に御意見が無いようですので、本件に関する審議はこれで終了といたします。審議内容については、会議録案で御確認していただくということでお願いいたします。
- 事業者の皆さま、どうもありがとうございました。御退席をお願いい

たします。

オ 審議

【奥 会 長】 それでは、ここから審議に入るということで、他に御意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。本件につきましては、継続審議ということになりますね。

【事 務 局】 はい。

【奥 会 長】 はい、分かりました。審議内容につきましては、会議録案で御確認いただくということをお願いいたします。

資 料

- ・令和元年度第4回（令和元年12月24日）審査会の会議録【案】
- ・（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価方法書に関する検討事項一覧 事務局資料
- ・横浜市現市庁舎街区活用事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について（依頼）（写） 事務局資料
- ・横浜市現市庁舎街区活用事業 計画段階配慮書に係る手続について 事務局資料
- ・横浜市現市庁舎街区活用事業 関内駅周辺地区について都心再生課資料
- ・横浜市現市庁舎街区活用事業 計画段階配慮書の概要 事業者資料
- ・北仲通北地区（A地区）再開発計画が環境に及ぼす影響について（諮問）（写） 事務局資料
- ・事業計画の修正に関する条例上の規定について（北仲） 事務局資料
- ・北仲通北地区（A地区）再開発計画 環境影響評価について【計画の修正に伴う評価書との比較資料その2】 事業者資料